

法定任務Ⅲ 円滑な金融等

基本目標Ⅲ－１ 我が国金融が環境の変化に適切に対応できていること

重点目標	Ⅲ－１－（１） 市場機能を活用した資金仲介・資源配分の発展が促されること
政策	Ⅲ－１－（１）－① 個人投資家の参加拡大
重点目標	Ⅲ－１－（２） 金融インフラ等が整備されていること
政策	Ⅲ－１－（２）－① 金融・資本市場等の機能拡充 Ⅲ－１－（２）－② ITの戦略的活用
重点目標	Ⅲ－１－（３） 我が国金融市場の国際的地位が向上すること
政策	Ⅲ－１－（３）－① 金融インフラ等の国際化への対応
重点目標	Ⅲ－１－（４） 企業金融が円滑に行われ、地域経済へ貢献していること
政策	Ⅲ－１－（４）－① 地域の再生・活性化及び中小企業金融の円滑化
重点目標	Ⅲ－１－（５） 金融システムが「官から民へ」の改革に対応したものとなっていること
政策	Ⅲ－１－（５）－① 「官から民へ」の改革に対する適切な対応

【評価結果の概要】

我が国金融・資本市場を幅広い投資家の参加する真に厚みのあるものとし、また国際的にも魅力ある高度な市場を構築する必要があります。

個人投資家の証券市場の参加については、個人株主数の増加、投資信託の取引高の増加など、着実に進んでいますが、諸外国と比べると依然として個人金融資産に占める株式・投資信託の割合は低い水準にあると考えられ、今後とも証券市場の構造改革に取り組むことが重要と考えています。

また、金融審議会に我が国金融・資本市場の国際化に向けたスタディグループを設置し、日本の金融・資本市場の国際競争力強化に向け、市場の利便性の向上に向けた

取組みを含め具体的な方策につき検討を開始し、「中間論点整理（第1次）」を取りまとめました。

I Tの戦略的活用については、19年6月に電子記録債権法が成立したことから、今後、適切かつ円滑な施行に向けて電子記録債権に係る実務・運用のあり方について検討が進むよう、関係方面と連携をとっていく必要があります。

地域密着型金融の機能強化については、事業再生の取組みとしてDESやDIPファイナンス等の活用が進んでいるほか、地域金融機関の経営力強化の取組み（バーゼルⅡ適用開始に伴う態勢整備等）も進んでいます。また、利用者アンケート結果においても全体に対する積極的な評価が、半数を超えて更に増加しています。中小企業金融の円滑化については、担保・保証に過度に依存しない融資や中小企業再生支援協議会を活用した事業再生等は概ね増加していることから、一定の成果があったものと考えています。

「官から民へ」の改革に対する適切な対応としては、19年10月1日の郵政民営化の施行までに必要な政省令等の整備や実施計画の作成手続等に適切に対応するとともに、政策金融改革についても関連法律が成立するなど、今後とも引き続き関係省庁と連携を図りながら、適切に対応していく必要があります。